

策定年月日	平成6年12月
変更月日	平成13年9月 平成18年8月 平成22年6月 平成26年9月 平成27年11月 令和3年1月 令和5年9月

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
双葉町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1 双葉町の位置、気候及び農業の現状	2
2 農業構造の変化	2
3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	3
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	10
2 双葉町が主体的に行う取組	10
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	10
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	11
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	12
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	14
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	15
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	18
4 利用権設定等促進事業に関する事項	18
5 農業経営の改善を図るために必要な農作業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	24
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	25
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	26
第6 その他	27
別紙1 (第5の4(1)⑥関係)	28
別紙2 (第5の4(2)関係)	29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 双葉町の位置、気候及び農業の現状

双葉町は、福島県の浜通り中央部双葉郡北部に位置し、東は太平洋に臨み、西は阿武隈山地東稜線を境として、地形は阿武隈山系から太平洋に張り出した数多くの丘陵に抱かれ、主流の前田川が地域の西南部より東部に流れ、中流で戎川、北東部で中田川と合流している。東日本型海洋性気候で比較的温暖な気象条件に恵まれ、小河川を中心に両側に耕地が広がる水田単作地域であるが、近年、転作による複合経営が進んできた。

一方で、農業の担い手不足と高齢化が大きな課題となり、意欲と能力のある農業の担い手がある持てる力を十分発揮し、他産業並の所得を得ることができるような農業経営の実現を図るため、町では、農用地の利用集積の促進を基本として、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用に努めてきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに引き続いた東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）の発生により、町内全域が警戒区域に指定され、平成25年には帰還困難区域が設定され、町民は県内外で避難生活を強いられることとなった。農地や各種農業施設も被災し、放射性物質により汚染され、町内の営農活動は全面的に中断された。

こうした中、町は、「復興まちづくり計画（第1次～第2次）」及び「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、全庁挙げて復旧復興事業に取り組み、令和4年8月には特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現した。

農業の分野においても、農地除染と除染後の農地の保全管理、水路等農業用施設の復旧を進めるとともに、「双葉町地域営農再開ビジョン」（令和3年4月）を策定し、令和7年度の本格的な営農再開に向けて、各種事業の推進、施策の展開を図ることとしているが、原発事故による全町避難から12年が経過する中、担い手の確保、農地の集積・集約化、農業生産基盤の再整備など、課題が山積している。

2 農業構造の変化

双葉町の農業構造は、昭和40年代以降、東京電力福島第一原子力発電所の立地を契機として、兼業化が進み、第二種兼業農家が増加するとともに、担い手不足が深刻化していた。一方で、農地を資産として保有する傾向が根強かったが、高齢化、世代交代により営農が困難となる農家が増加、流動化が加速し、経営規模の拡大を指向する農家と農作業の委託を希望する農家との二極化の傾向にあった。

原発事故により、町内の営農活動は全面的に中断されたが、その後、一部の認定農業者を中心に町外県外で営農が再開され、令和4年には、原発事故後初めて、町内で野菜の生産・出荷が行われた。しかしながら、現在のところ、営農再開は極めて限定的であり、営農再開に当たっては、農業の担い手の確保・育成が大きな課題となっている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

このような情勢の中、双葉町の農業の再生を図り、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

(1) 育成すべき効果的かつ安定的な農業経営の目標

双葉町及びその周辺市町村の優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、その地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり460万円以上、1個別経営体あたり590万円（主たる従事者1人+補助従事者1人）以上）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの農業経営が双葉町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。

(2) 新規就農者等の確保・育成の推進目標

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の年間目標340人以上を踏まえ、双葉町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

新たに農業経営を営もうとする青年等については、双葉町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、効率的かつ安定的な農業経営の所得目標の60%（中山間地域の場合55%）に達していることを目標とする。

ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等については、農業法人等への就農を通じて地域の農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待されるため、就農後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

(3) 担い手育成の考え方

双葉町の農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域の話合いに基づき、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを推進し、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

個別の担い手については、認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）や認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）等の確保・育成

を基本とし、個別担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにJA出資型農業法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手を育成する。

また、農作業受託組織等の任意組織については、集落での話し合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。農用地の維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

(4) 目標達成のための推進方向

ア 認定農業者等の育成

地域における話し合いに基づいた地域計画の策定により担い手を明確にし、認定農業者等の担い手への農地集積を加速するほか、基盤整備事業の活用によるほ場の大区画化やスマート農業等の先進技術の導入を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

イ 法人化の推進

企業的経営管理の実施や就業条件の整備を支援し、経営の円滑な継承や法人化を促すとともに新規就農者（雇用就農）の受け皿となる経営体を育成する。

生産組織については、経営の効率化を図りながら、構成員の経営の実態や意向に応じて法人化へ誘導する。

ウ 新規就農者等の確保・育成

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については相双農林事務所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあけて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

エ 企業の農業参入

持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため、農業を担う者として、企業の農業参入の支援を行う。

オ 集落営農の推進

地域農業の担い手や小規模な農業者、高齢農業者等の多様な経営体等による、農地、農業用水の農業生産の基盤となる資源の維持管理、補助労働力の提供等における役割を明確にしなが、地域の合意に基づく持続的な営農システムによる農業の振興・発展に向けた活動を支援する。

カ 女性農業者の経営参画促進

女性農業者については、農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力等を通じ、農業経営への一層の参画を促進する。

キ 土地利用型農業経営の推進

土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による規模拡大や分散錯ほの解消に向けた農地集約を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種や栽培方法の組み合わせを図る。

また、低コスト化のための技術の開発・普及及び基盤整備事業等を連動させながら推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米、ホールクロップサイレージ用稲（以下「WCS用稲」という。）等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物、園芸作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。

ク 集約型農業経営の推進

集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花き、菌茸、工芸作物等の導入及び生産拡大のための機械化や施設化による生産基盤の整備について推進を図る。さらに、労働負担軽減のための省力生産技術の開発・普及及び安定的な雇用確保に資する地域の労働力補完システムの確立等を推進する。

ケ 持続可能な畜産経営の推進

畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による生産性向上、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。

コ 地域産業6次化の推進

農村資源と人材・技術を生かしつつ、2次・3次産業などの地域その他産業分野と連携しながら、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。

サ 環境と共生する農業の推進

地域の有機性資源の循環利用を基礎とした有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進する。

シ GAPの推進

持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したGAPの認証取得に向けた取組を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(1) 第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に双葉町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、双葉町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(個別経営体)

営農類型	経営規模	作目別生産規模	生産方式	農業従事者
水稲単一	20.0 h a	h a 水稲 10.0 (借地 5.0) 作業受託 7.0 大豆 3.0	(資本装置) トラクター(45ps) 1台 コンバイン(6条刈) 1台 乾燥機(35石) 2台 田植機(6条植) 1台 マニアスプレッダー 1台 ブロードキャスタ 1台 播種機 1台	人 主たる従事者 1.0 家族補助従事者 1.0 臨時雇用 368時間
水稲+野菜 (I)	10.0	水稲 9.0 ミニトマト 0.5 春菊 0.5	トラクター(40ps) 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 田植機 1台 動力噴霧機 1台	主たる従事者 1.0 家族補助従事者 1.0 臨時雇用 2,935時間
水稲+野菜 (II)	9.5	水稲 9.0 ほうれんそう 0.5	トラクター(40ps) 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 田植機 1台 動力噴霧機 1台	主たる従事者 1.0 家族補助従事者 1.0 臨時雇用 1,731時間
水稲+花き	7.5	水稲 7.0 トルコギキョウ 0.5	トラクター(40ps) 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 田植機 1台 動力噴霧機 1台	主たる従事者 1.0 家族補助従事者 1.0 臨時雇用 1,548時間
水稲+ 肉用牛	15.0	水稲 6.0 作業受託 4.0 繁殖牛 25頭	トラクター(48ps) 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 田植機 1台	主たる従事者 1.0 家族補助従事者 1.0 臨時雇用 221時間

		草地飼料畑 5.0	サイロ 2基	
			ロータリー 1台	
			ロールベアラー 1台	

(組織経営体)

営農類型	経営規模	作目別生産規模	生産方式	農業従事者
水稲単一	60.0	h a	(資本装置)	人
		水稲 40.0	(大型機械化一体系)	主たる従事者 3.0
		作業受託 10.0	トラクター(60ps) 2台	臨時雇用 15,047時間
		大豆 10.0	乗用田植機(8条植) 3台 コンバイン(4条刈) 3台 播種機 1台 ライスセンター利用	

(2) 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式	<p>①指標達成のための技術等</p> <p>ア. 水稲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。 ・銘柄品種の多収安全栽培の確立と品質の向上、産地銘柄の確立を図るため、銘柄品種及び良質品種の品種別、用途別の需要に応じた計画的生産に努める。また、カントリーエレベーター・ライスセンターの整備、活用について検討する。 ・土地基盤の整備、用排水路対策、農道等の改良を図り優良農地の確保、土地利用型作目を導入して農用地の活用を高める。 ・生産の合理化を進めるため、担い手への農用地の利用集積、農業機械 ・施設の共同利用、農作業受委託を推進する。 ・育苗センターの整備、活用について検討するとともに、肥培管理、病虫害防除の徹底を図る。 <p>イ. 野菜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トマト等の産地形成を目指して施設園芸団地を整備し、機械化、自動化による生産拡大を図るとともに、農作業の省力化と安定的な雇用の確保を図る。また、消費者需要と加工・業務用野菜の需要動向を的確に捉え、ブロッコリー等土地利用型野菜の導入と生産拡大を図る。
------	--

生産方式	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との資材結合を図り堆厩肥の増投による土づくり運動を展開する。 ・耐病性品種の導入、病虫害防除の徹底を図り品質の向上と収量の増大に努める。 <p>ウ. 花き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設切花（トルコギキョウ、スイートピー、ガーベラ、カーネーション等）について、生産者の確保・育成と需要に応じた品目の導入を進め、無加温栽培（パイプハウス）及び加温栽培（ガラス室、大型ビニールハウス）における周年出荷体制による安定した生産に努める。 <p>エ. 肉用牛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家を確保・育成するとともに、優良素牛を積極的に導入し農家の飼育技術の高位平準化と生産費の低減を図り、銘柄牛の産地化を進める。また、飼料作物の確保と自給率向上に努め、経営基盤の強化健全化を図る。 <p>オ. 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保鮮流通施設の整備 ・市場競争力の強化（ブランド化）推進 ・新規就農者を対象とした基礎技術の研修 ・融資の支援 ・共同選別、共同出荷体制の強化 ・農用地の集積調整 ・経営指導等支援の強化（簿記記帳、青色申告の実施） ・青果物価格安定体制による支援 <p>②ほ場の大区画化及び集団化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用調整活動による農地の集団化及び連担化を図る。 ・効率的な作業が可能となるよう大区画ほ場整備事業を推進する。
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の合理化、健全化を進めるため、簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。また、青色申告を実施する。 ・農業者の経営管理能力の向上を図るため夫婦研修ほか各種研修会に積極的に参画する。 ・地域における女性の重要な役割を認識し、女性参画型営農体系の確立を推進する。 ・経営指導、情報の提供等経営に関する支援の強化を図る。 ・青果物価格安定制度の充実による価格安定の支援強化を図る。

<p>農業従事 の態様</p>	<p>①個別経営体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働環境の快適化を進めるため農作業の環境改善を図る。 ・農作業機械等の取り扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。 ・臨時雇用者の確保により過重労働を防止する。 ・家族経営協定を導入し、家族の役割分担、労働報酬、休日等に関する取り決めを行う。 <p>②組織経営体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料制を導入する。 ・従事者全員の社会保険への加入を進める。
---------------------	--

(注) 農業経営の指標は令和5年6月現在のもの。

**第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**

第1に示したような目標達成を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の経営の指標は、第2で定めるものと準ずるものである。

ただし、経営開始当初は、農用地の段階的取得や農業用機械の共同利用により、経営安定に向けた取り組みをすすめることが望ましい。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、他産業並みの所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成するとともに、次代の農業を担う新規就農者など農業を担う者を幅広く、安定的に確保・育成していく。

- (1) 個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を基本とし、効率的かつ安定的な経営を実現できるよう重点的に支援を行う。また、個別の担い手の確保が困難な地域においては、担い手となる集落営農組織、さらに農作業受託組織やJA出資型法人や参入企業など多様な経営体を育成する。
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- (3) 双葉町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 双葉町が主体的に行う取組

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、相双農林事務所や農業協同組合、農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

- (2) 新たに農業経営を始めようとする青年等が、青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

相双農林事務所、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、農業教育機関、農業経

営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポートを実施する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- (1) 農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、相双農林事務所及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。
- (2) 経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町内に後継者がいない場合は、相双農林事務所及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。また、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる農業経営体を地域で育成した場合、これら農業経営体が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、概ね次に掲げる程度とする。

地 域	効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積の目標	備 考
双葉町内全域	<p style="text-align: center;">面積割合60%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積割合の目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>	<p>※原発事故により、町内のほぼ全域で営農が中断していることから、震災前の目標を用いる。</p>

(注) 1. 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等担い手の地域における農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積（水稲については、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹3作業の全てを受託している面積、その他の作目については主な基幹作業を受託している面積。）の合計面積。）の割合の目標である。

2. 目標年次は令和11年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

原発事故前、双葉町では、水稲・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んだが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況にあった。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用の姿

町では営農再開に向けた取組を進めているが、原発事故による全町避難から12年が経過し、農業従事者の高齢化が進み、営農を再開する意思のない農業従事者が大半を占めて

いる。このような状況の中、双葉町の農業復興のためには、農地のほ場整備や基盤整備などの土地改良事業を実施し、効率的な営農が可能な農用地を整備するとともに、農業の担い手の確保と農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の利用集積が重要となっている。

(3) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等

将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び相双農林事務所等による連携体制のもと、農地に係る情報の共有化を図る。

[地域計画の実現を図るための施策]

施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等
土地改良事業	特定復興再生拠点内	令和3年度～	区画整理：概ね200ha

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

双葉町は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、町の農業の復興・再生に向けて、次に掲げる農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項（地域計画推進事業）
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 利用権設定等促進事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である稲作の農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、双葉町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

農業者、双葉町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、相双農林事務所、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。同区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

地域計画の区域については、町内各地区ごとに、営農再開の取組や土地改良事業の実施状況を踏まえて個別に設定することとする。

また、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

双葉町は、地域計画の策定に当たって、相双農林事務所、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

双葉町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数地域）とするものとする。ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、地域の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を双葉町に提出して、農用地利用規程について双葉町の認定を受けることができる。

- ② 双葉町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 双葉町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を双葉町の掲示場への掲示及びインターネットの利用等により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となる）が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次

の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 双葉町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① 農用地利用改善団体〔（５）の②の双葉町の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。〕は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 双葉町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 双葉町は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするもの（以下「団体等」という。）が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の自主性を尊重しながら、その団体等の活動を助成する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

双葉町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）第18条第2項第6号に規定する者を除く）又は農地所有適格法人〔農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。〕が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）まで掲げる要件すべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件〔農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件〕のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定若しくは移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者

年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が該当事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 旧基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態を取ることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 双葉町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権

の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 双葉町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

① 双葉町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため、必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 双葉町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行うおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、双葉町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 双葉町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③までに定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地

利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 双葉町は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 双葉町は、（5）の②から③までの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、双葉町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 双葉町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（1）の④に規定する者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の住所、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業経営の委託を受けることにより、取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係。
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係。
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を

適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

双葉町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに該当土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りる。

(9) 公告

双葉町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を双葉町の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

双葉町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

双葉町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 双葉町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定により公告のあ

った農用地利用集積計画の定めによるところにより貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 双葉町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る貸借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 双葉町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分((7)の⑦を除く)を双葉町の掲示場への掲示により公告する。

④ 双葉町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構が行う事業の活図を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

双葉町は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用を図る。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや相双農林事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

双葉町が主体となって、農業経営・就農支援センター、農業総合センター農業短期大学校や相双農林事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために双葉町認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会とも連携して、直売所等への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、直売所等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計

画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については農業総合センター農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては相双農林事務所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

双葉町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 土地改良事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 双葉町地域営農再開ビジョンに基づき、除染後農地の保全管理を実施するとともに、営農再開に向けて、ほ場整備事業や基盤整備促進事業等による農地整備、中核的な担い手や新たな担い手の確保・育成と担い手へ農地の集積・集約を進め、営農再開と農業・農村の再生・振興を図る。

ウ 水田収益力強化ビジョンを策定、更新し、ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲と転作を組み合わせた経営の育成を図ることとする。特に、地域営農の取組を強化し、団地化、集団化を進めるとともに、銘柄米や奨励品種の生産体制や作付体系の確立に努める。

畑については、原発事故後の営農中断で、荒廃・遊休農地化が顕著であることから、現況把握に努めるとともに、農地所有者の意向を踏まえて、有効な農地利用と振興作物の導入について検討していく。

また、堆肥の使用減少による地力の減退は、農作物の気象災害に対する抵抗力の低下並びに生産量の減少、品質低下の要因である。そのため、堆肥センターの整備、活用を検討するとともに、耕種農家と畜産農家との連携を強め有機物の搬入を図るとともに、ブロックローテーション等地域輪作農法の定着化を進める。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

農業委員会、相双農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農業経

営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係者が一体となって推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、双葉町はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成6年12月28日から施行する。
2. この基本構想は、平成13年9月14日から施行する。
3. この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
4. この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
5. この基本構想は、平成26年9月19日から施行する。
6. この基本構想は、平成27年11月24日から施行する。
7. この基本構想は、令和3年1月21日から施行する。
8. この基本構想は、令和5年9月20日から施行する。

別紙1（第5の4（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧基盤強化法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 独立行政法人農業者年金（独立行政法人農業者年金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する場合に限る。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………旧基盤強化法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
……………その他土地を効率的に利用することができると認められること
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その他土地を効率的に利用することができると認められること
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その他土地を効率的に利用することができると認められること

別紙2（第5の4（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき双葉町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農地中間管理機構が所有権移転を行う場合の取り扱いについては、同機構の定めるところによる。</p>